

事業&活動報告

■千葉市を元気にするフォーラム開催

あなたの「好き」を千葉市の魅力に！

12月8日(土)中央保健福祉センター大会議室において開催したフォーラムは、林達也さん(千葉都市モノレール経営企画課)・永棟峰代さん(居場所づくりコーディネーター)の事例報告と阿部有里さん(株式会社クリエイティブシフト)による「ミラパタ」カードのワークショップを実施。アンケートでは、「グループでの対話を通じて今まで自分では考えもしなかった新しいアイディアに出会った」「自分に何ができるか考えるきっかけとなった」「今日の中でも現実になっていけばいいと思った」などの感想が寄せられました。フォーラムの様子は、J:COMのデイリーニュースで放送されました。その模様をしばさぼのFacebookで紹介しています。



<https://www.facebook.com/chibasapo>

■市民活動ステップアップ講座

「PR大作戦！～印象に残る話・文章の組み立て方～」報告

10月27日(土)18時から、東京話し方センター代表の吉本精樹さんを講師に招き、標記の講座を開催しました。リーフレット等に団体のPRを書いたり、活動紹介のプレゼンをしたりする際に、思いをしっかり伝え、印象に残るようにすることは難しいものです。講師が豊富な実例を示しながら、そのコツを伝授いただきました。

コツの一部を紹介すると、「説明ではなくストーリー(物語)にする」「ストーリーは結末からつくる」「登場人物を出す」「感情移入する」など。実際に400文字のストーリーを作り、他の参加者に読んでもらうといったワークも行いました。限られた時間でストーリーを書き上げるのに苦労した参加者もいたようですが(筆者もその一人です…)、後日、書いたストーリーを講師にメールで送付すれば添削

をしていただけるなど、実践的で、満足度の高い講座となりました。

■区民まつりにて「ちばさぽ」PR

千葉市の6つの区でそれぞれ開催される「区民まつり」。ちばさぽは今年、若葉・稻毛・花見川の3区に参加し、各会場でボランティア情報の掲示、施設の資料配布などを行いました。区民まつりへの参加は、普段お会いできない団体の方とお目にかかることができたり、他の施設と交流したり、また、同じ区民まつりでも区による違いがあるなど、センターの中では得られない情報に触れるチャンスもあります。今年参加した区民まつりは、次の通りです。

稲毛区民まつり	10月21日(日)	穴川中央公園
花見川区民まつり	10月28日(日)	花島公園
若葉区民まつり	11月4日(日)	東京情報大学

■運営協議会活動報告

「自分と家族の命を守る『防災を考える集い』」を開催

12月12日(水)13時から、中央保健福祉センター大会議室にて、当センター運営協議会委員の皆さんによる企画として、標記の防災・減災に関する学習会を開催しました。

こうした試みは初めてのことでしたが、3名の多彩(多才)な講師をお招きすることができ、参加者も、自治会の防災会のメンバー、防災を専門とはしていない市民活動団体のメンバー、個人の方など、多様な属性の70名近くの方が集まり、盛会のうちに終了することができました。

実施内容は良い意味で濃密だったため、ここでの報告は割愛しますが、参加者アンケートによると、従来はあまりない内容の学習会だったことを評価する声が多く、また当センターの存在も周知することができ、たいへん意義のある企画となりました。



市民活動とお金の話

～“利益”を上げてもいいんです！～

②「NPO=無償のボランティア」というのは誤解

市民活動にボランティアの力は欠かせませんが、NPO法に人件費の支払いを規制する条文はありません。活動の成果を出すために、本業として活動に従事する人が必要なこともあるでしょうし、その人の人件費を支払うために事業収入を得よう(利益を上げよう)と考えることは、自然な発想だと言えると考えます。

③企業や行政では担えない事業を行うのがNPO！

非営利目的の市民活動団体には、行政の手が届かず、かつ営利企業が参入することは難しい、けれども社会に必要な事業の担い手となることが期待されています。例えばホームレスの支援など、受益者負担の原則が成立しない事業こそが活躍のフィールドと言え、そうした事業を行う前提で設立されたNPOも多く存在します。

もしかすると、市民活動団体の中にも正しい理解をされていない人がいるかもしれません。「私たちの団体は利益を上げて、その利益を投資して社会の役に立つ事業を行っています!」といったように公言する団体が増えると、市民活動がより活性化するのではないかと感じています。(は)

ミニコラム

ちばさぽの風 vol.29

おかげさまで最近、NPOや市民活動に関する講座等の講師の依頼をいただくことが増えています。依頼元も多種多様で、市民活動への関心の高まりを感じます。

ところでよくある質問として、NPOとお金に関するここと、例えば「NPOは非営利だからお金をとってはいけないのか?」とか、「市民活動で利益をあげることは禁止されているのか?」といったものがあります。これらの答えは、いずれも「いいえ」です。つまり、市民活動団体が事業を行って収入を得ることや、利益を上げることはまったく問題ないです。(ただし、利益の配分はできません。)

市民活動をより活性化させるには、こうした「市民活動とお金」についての正しい理解を広く発信する必要があると感じます。以下に、少し詳しい解説をします。

①活動にかかる経費を賄うためには収入が必要

市民活動であっても、活動に必要な物品の購入や通信費等の経費は当然かかります。そうした費用を賄うため事業収入を得ることを「営利活動だ」という人はいないでしょう。もちろん会費や寄付など、別の資金調達方法を考えることも大切です。